

平成27年 第3回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成27年第3回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成27年7月6日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案第81号 工事請負契約について(南会津町新庁舎建設事業 建築主体工事)
- 日程第 4 議案第82号 工事請負契約について(南会津町新庁舎建設事業 電気設備工事)
- 日程第 5 議案第83号 工事請負契約について(南会津町新庁舎建設事業 空調換気設備工事)
- 日程第 6 議案第84号 物品購入契約について(建設機械購入)
- 日程第 7 議案第85号 民事調停の申立て及び当該民事調停の不成立等の場合における訴えの提起について
- 日程第 8 議案第86号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 請願の委員会付託
平成27年請願第4号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願について
- 日程第10 平成27年請願第4号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願について(総務委員会)
- 追加日程第1 委員会提出議案第5号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員（1名）

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長補佐
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	五十嵐小一郎	商工観光課長補佐
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会事務局長
稲本泰彦	学校教育課長補佐	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	館岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕 事務局長 齋藤二郎 事務局長補佐

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、ただいまより平成27年第3回南会津町議会臨時会を開会します。

都合により欠席する旨、届け出のあった議員は15番、阿久津梅夫君であります。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、丸山陽子君、11番、山内政君を指名いたします。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◇

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題になります日程第3、議案第81号から日程第8、議案第86号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によりその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することいたしますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力よろしく申し上げます。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

次に、日程第3、議案第81号 工事請負契約について（南会津町新庁舎建設事業 建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成27年第3回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提出理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第81号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、これまで進めてまいりました基本設計、実施設計に基づいて南会津町新庁舎建設工事に着手するもので、本工事は分割して発注する工種のうち、建築主体工事に係る請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄骨づくり、地上4階地下1階、延べ床面積4,763.69平方メートル、建築主体工事一式、屋外附帯工事一式でありまして、町内業者で構成する特定建設工事共同企業体3社を指名し、去る6月29日、指名競争入札を執行した結果、請負金額15億984万円で東邦・大桃・金子特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成29年2月28日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 1点だけ質問をいたします。

予算の確定後からしばらく時間が経過しているわけですが、この間、オリンピック等を控えて、報道ですと資材等が高騰しているというふうには伺っているわけですがけれども、予算時での積算と今の現状での資材の予算との開きがあった場合、今後、落札業者との協議といたしますか、余りにも開きがあった場合には仕事をする上で非常に負担になるのではないかなというふうに予想されるんですけれども、そういったことは考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

当初予算編成時も同様のご質問等があったかと思いますが、ご承知のとおり、26年度において基本設計に基づいて実施設計を組みました。その段階において、今、県が示している労務単価等々、いわゆる県単価を今回の設計単価にしていると同時に、さまざまな構造物ですね、鉄骨であったり、サッシであったり、そういった何社からの見積もりを採取して設計単価に今定めているところです。それに基づいて今回の入札・応札という形になっておりますので、現時点で予定価格と業者さんの見積もりが予定価格内におさまっているという認識でございます。

今、議員おただしのとおり、特殊な要因、急騰する、いわゆるその場合において県の設計変更定められる基準がございますので、その基準に当てはまった場合には当然、設計変更といえますか、契約変更の手続に入らざるを得ないんだらうというふうに理解をいたしております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 確認ですけれども、そうするとそういう事態が生じた場合、そういう事態というのは余りにも開きが出てきた、現状と違うというときには協議をしていくということによろしいですね。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 今、議員おただしのとおりでございます。

○11番 山内 政議員 了解です。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、この新庁舎については、新議員ですので内容がよくわからないということでお聞きをしたいと思います。

この現庁舎を建てるのに、ここに電気設備、空調設備等の工事が今入札されたということで、これを合計してみますと20億くらいの予算ですね。そうすると、私はこのほかに例えば附帯工事としてどういうものがこの後またのってくるのか、その辺よくお聞かせください。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

議員おただしのおり、今回3件議案を上げてございますが、それ以外に予定してございますのが、本年度27年で申し上げますと地中熱関係の工事関係を予定しております。そのほかに細かい工事が幾つか予定してございますが、例えば町道のつけかえ工事であったりとか、あるいはバスの車庫の解体とかというのを本年度予定しております。あと、次年度以降も例えば木質化の工事請負費であったり、外溝工事であったり、最終的には現在の本庁舎の解体工事等も予定してございますので、そのようなものが今後発注を予定しているということでございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、その附帯工事ですね、地熱利用の、これは消雪ですか、あるいは木質の内装ということですが、そうすると大体総額はこの20億含めて、以外にどのくらい予定しているんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

予算ベースで申し上げます、今後の発注もありますので。総額で約25億8,000万円ほどを予定してございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、大体25億くらいの予算を組んでいるということですが、それに対して、それではその工事代金というんですか、これはどのような計画で支払いするということですか、説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答え申し上げます。

財源的には前々からご説明申し上げますけれども、いわゆる合併特例債をメインに、

それからあと国の補助金等もございます。地方債、合併特例債で、継続費20億で申し上げますが、合併特例債の財源が約11億7,400万、それから一般財源が約3,200万、それから、その他で8億2,300万ということで、総額大体20億くらいを予定してございます。あと、それ以外に先ほど申し上げました地中熱関係についてはまだ指令は来てございませんが、内示しか来てございませんが、国のほうの補助を予定してございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど、その他で申し上げました、これは基金、これまで積み立てしてございます、総額で約8億を予定してございます、それを活用する予定でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、基金で8億2,000万ですか、8億ちょっと。そのほかに、そうすると実際に町で出すのは3,200万ということですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

27、28の2カ年の継続事業の中で、一般財源として予定しているのは約3,200万でございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 この床面積が4,763平米ということですが、これはもちろん地下を含めての話でしょうけれども、現在の現庁舎というのは何平米あるんですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

おおむね2,500平米が現庁舎があるということで、今回新庁舎では4,700平米というふうに想定しております。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 どうも、おはようございます。

私のほうからは、工事に入ってからのことについてお聞きをしたいというふうに思いますが、監督員等については恐らく委託業務というのかな、監督業務はどんな方式でやるんだか、ちょっとお聞きします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

監督業務につきましては、建設課の担当職員及び設計監理者に監理業務委託を行いまして、その中で2者のほうで綿密に監督をしていっていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 役場職員と設計業者ということですね。そうすると、工事が始まれば請負業者と、言えば設計した業者と、あと役場の担当課とが3者一体になって仕事は進めると、こういう理解でいいですね。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 ただいま議員からお話ありましたように、まさに建設業者、それから役場の担当者、それから設計を委託しました業者に監理を委託しますで、その3者一体となって、よりよい庁舎をつくり上げていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○17番 室井嘉吉議員 了解です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 何点かお伺いしたいと思いますが、この契約の相手方の中において特定建設工事という文言がありますが、この特定というのはどういう業者のことを言っているのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

さきの懇談会でもご説明をさせていただいております。本庁舎の建設に当たりましては、工事の内容、規模、予算の内容等から非常に大規模な工事になるということから、これまでの単体ごとの指名競争入札ではなくて、いわゆるJV、共同企業体方式ということで、かねてから説明しておりますように、町内の業者を中心といたしまして2社から3社での組み合わせという形をとらせていただいております。このような形式を特定建設工事共同企業体方式いわゆるJVということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、県でも業者ランクというのがあのような気もしますが、そうすると、この特定建設工事の請負はランク的には県というか町ではどのランクあたりに当

たるのか、もしわかっていれば説明をお願いしたいなと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

これは、建築で申し上げますと、建設工事の中に経営事項審査結果通知書ということが書いてございまして、町内の業者はマル特業者でございますが、それ以外にも総合の評定値が1,000点以上のものということをかねて懇談会でも説明してございますが、そういう業者の企業体ということでございます。電気につきましては、町内の業者としてAランクのほかに、会津管内に本支店または営業所を置くものであって総合評定値が900点以上のもの、電気も同様でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 元来、町長ができるだけこれは地元の業者で選定したいということで話を方々でしていた記憶がございまして、地元でこれをとったということは大変これはありがたいなと、こう思うんですが、ただ、私が心配しているのは、高野の田島土建の死亡災害事故があった時点で田島土建が廃業したと、工事完了しないうちに廃業したという経過があります。この大規模工事の中でこういう災害があってはならないんですが、もしあった場合に対して、この企業体が途中でやめるなんていうことはまずないだろうなと、こう思うんですが、そこら辺の心配はどのくらい危惧されているのか、ひとつ伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

議員おただしのとおり、建設工事において今ご指摘いただいた事故等々があってはならない事案だというふうに認識しております。今回の工事におきましても、先ほど質問ありましたように4,700平米ということで、今回議決を求める業者さんにとってもそれだけの規模の経験値があるというふうには認識いたしておりません。そういった中で、安全第一でございますので、先ほどご質問いただいたとおり、業者さん、それから設計監理をする技術者の中で、いわゆる工程会議を何回となく開いて施工していくというふうになっておりますので、まず第一に安全を確認する施工をまず工程会議の中で意思統一しながら、役場の監督員にもそこは十分に指摘をしてこの建設工事に当たってまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○12番 高野精一議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、最低制限価格を設けられたと思うんですけども、その金額何%程度なのか、お知らせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

最低制限価格のご質問でございますが、まず、建築主体でございますが、最低制限価格が12億1,725万2,000円でございます、こちらは税抜きでございます。これを税抜きの予定価格と比較いたしますと、86.6%の割合になってございます。それから、電気でございますが、電気の最低制限価格が2億4,758万9,000円、同様に税抜きでございます。これを税抜きの予定価格と比較いたしますと、その割合は86.1%でございます。それから、最後に空調でございますが、空調の税抜きの最低制限価格が1億2,638万円ございまして、税抜きの予定価格の86.0%の割合になってございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、確認の意味で、建築工事の1、2、3のJVの札は予定価格の何%か、ちょっと確認の意味で。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 それぞれのJVの予定価格に対する割合でございます、ちょっとそこまで計算しておりませんので、後ほど計算をして出させていただきたい、今もしお時間をいただけるのであれば今出しますが。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 若干お時間いただいて、今、計算させていただきたいと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えします。大変お待たせいたしました。

まず、建築でございます。落札率でございますが、東邦・大桃・金子JVですが、99.48%でございます。次に、電気でございますが、和泉・阿部・カヅミのJVでございますが、この落札率が99.20%でございます。最後に、空調でございます。こちらが会津ガス・保科管工業のJVでございますが、落札率が99.94%でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

1 番、貝田君。

○1 番 貝田美郎議員 先ほどですが、監督業務につきまして建設課と設計業者ということでございますが、施工が始まって完了するまで、その間ですが、特別室を設けられるのかどうか、建設課内にただ単に置くのかどうかだけちょっと確認したいんですが。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 まず、役場が主催になって必要な打ち合わせをする場合は役場の会議室で行う予定をしております。それ以外に、受注者のほうは現場に工事の事務所を、実際にまだ計画書は上がっていませんが、今までの実例で申しますと現場に現場事務所に設定いたしますので、その中で今言った細かい打ち合わせについては対応するというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 私の言い方が悪かったでしょうか。今、町長さんがことごとと言われたとおりでございますが、実は私も何件か視察した際にそういった職員の方が事務編成して、特別室という言い方は失礼だったんですが、でき上がるまでそういったものをしていたものですからそういった言い方だったもので、大変言い方が悪くて申しわけございませんでしたが、わかったでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

現在まで、基本設計をつくり上げる、実施設計をつくり上げるまでに、建設課、環境水道課、農林課、総務課、その中で担当者が集まった体制を持っておりますので、それを維持しながら完成まで対応していく考えでございます。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 それで特別室を設けられるのかということでございますが、別に部屋は設けないということですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 なかなか理解できなくて大変失礼しました。

特別のルームをつくって、特別班を、プロジェクトチームをつくってというふうには想定しておりません。

○1 番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第4、議案第82号 工事請負契約について（南会津町新庁舎建設事業 電気設備工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第82号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町新庁舎建設工事において、分割して発注する工種のうち電気設備工事に係る請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄骨づくり、地上4階地下1階、延べ床面積4,763.69平方メートル、電気設備工事一式でありまして、町内業者等で構成する特定建設工事共同企業体3社を指名し、去る6月29日、指名競争入札を執行した結果、請負金額3億780万円で和泉・阿部・カヅミ特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成29年2月28日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 電気設備に係る電柱類、これはLEDをベースに設計されているという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

議員からおただしありましたが、LED照明ということで考えております。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第5、議案第83号 工事請負契約について（南会津町新庁舎建設事業 空調換気設備工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第83号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町新庁舎建設工事において、分割して発注する工種のうち空調換気設備工事に係る請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄骨づくり、地上4階地下1階、延べ床面積4,763.69平方メートル、空調換気設備工事一式でありまして、町内業者で構成する特定建設工事共同企業体3社を指名し、去る6月29日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億5,865万2,000円で会津ガス・保科管工業特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成29年2月28日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第6、議案第84号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第84号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南郷地域において平成8年に購入し19年が経過している除雪車について、老朽化による能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来していることから、除雪作業の円滑化による降雪期の安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により除雪車を更新するものでありまして、物品購入契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

去る6月24日に7社を指名し、指名競争入札を実施した結果、コマツ福島株式会社津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、除雪ドーザ1台、14トン、車輪式、排出ガス規制対策型、本体コマツ製WA270-7Yであり、契約金額は1,917万円であります。

なお、納入期限は平成27年11月30日を予定するものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 7社のうち5社が辞退をされた、2社が応札をしたわけですけれども、この札が率で見ますと約71%と非常に低く感じるんですけれども、これは特殊な理由があったのかどうか、納期までに安全・安心なものが入るのかどうか、先ほどの建築業とは全く違うんでしょうけれども、これは71%、さっきは最低制限86%でしたけれども、今回はこういうものには最低制限価格は設けていないんだと思います。一応お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

今、まず最後の質問でございますが、物品購入でございますが、メーカーを指定した入札になってございますので、最低制限価格は設けていないために、一番安い業者と契約をさせていただくということになります。

この間、ここ3、4年でございますが、建設機械の入札状況を見ていると、それぞれこのような、いわゆる落札率、今71%とおっしゃいましたが、そのような結果になっておりまして、従来の国土交通省仕様バージョンでの入札の傾向とは違って、いわゆる自由競争といいますか、そういった傾向になっているものというふうに判断をいたしております。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

○10番 楠 正次議員 はい。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今回の物品名の関係でちょっと確認したかったんですが、一番最後に書いてあります本体コマツ製というふうにメーカーを指定した中で、こういう物品名の入札というのはやられるわけなんですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○梅宮昭広南郷総合支所長 お答えいたします。

除雪機械につきましては、このように製造業者名を指定した中で入札をさせていただいております。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからも少し補完して説明します。

入札そのものの仕様書は14トンの車輪式、それから現在の排出ガスに合うということで入札結果表で示されている会津管内の取り扱っている業者さんに指名をしてやっております。今回、小松製作所の価格が一番安かったために、この業者と契約するために議案として本体コマツ製WA270ということをつ記して契約にさせていただいたというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私自身、質問したいという中身は、多分副町長が答えたということで大体承知をした中で、そういう回答をつけ加えたと思うんですが、実は私はこれがどうのこうのという意味じゃなく、2,700万という予定価格は多分、この性能の見積もりをそれぞれとったときに、それぞれ今コマツだけじゃなくほかの会社もあるんじゃないかと、そういう中で、そして実際指名に、これは多分業者名は指名でしょうから、一般競争入札みたいな形であれば、一応またあれなんですけど、最終的にはこんなにも値段を下げて、これがある意味ではこういう業界の常識なのかなというふうな感じも持ったところなんですけど、一応やはりこれだけ辞退

が多いというのは、そういった一定の中身というか、そして実際のところ、やはり製品的にはコマツの製品というのは結構評判がよろしいんでしょう、どうでしょう、ちょっとよろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

それぞれのTCMであったり日立であったり、コマツであったり、三菱であったり、それぞれ、合併いたしましたから4つの除雪担当の中にはそれぞれの機械が入っております。田島地域ですとコマツが、昔はTCM主流の時代もございましたが、今はコマツ主流でございまして、それぞれやっぱりオペレーターさんのいろいろな意見等々聞いて、コマツが一番馬力が、いわゆる圧雪状況のときには有効だというような発言も聞いております。それぞれ会社のやはり特性といいますか、ここの部分は三菱がいいとか、あるいは日立がいいとかという話もございまして、そういった意味で一番、14トンの話でございまして、その性能としては一番、オペレーター側から言って使い勝手がいいというお話は聞いておることは事実でございまして。

○4番 渡部訓正議員 了解でございます。

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私もちよっとこの入札関係よくわかりませんが、業者名についてちょっとお尋ねしたいんですが、こちらの業者何社かありますが、この業者と本町にも代理店をいただいている会社等があるかと思っておりますが、こういった入札する際にそういった地元で代理店があるというのを優先的に入札には入れないのかどうか。これを見ますと、これはコマツさんは落としていますが、コマツさんが会津支店ということで会津管内で一番のなんでしょうが、町にはコマツの代理店があるかと思われまして。また、そのほかの業者についても代理店があるかと思っておりますが、そういった業者を使つての入札というのは考えられないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えしたいと思います。

町の物品購入、これに関しては先ほどもその建築工事、庁舎の建築なんかもそうですけれども、いろいろな基準があつて、その基準をクリアする、そういうことがまず一つの第一義だと思いますが、基本的に私もできれば地元の業者ということもございましてけれども、やはり場合によってはある程度広範囲の中で指名したり、あるいはそれに応札していただいたりというこ

とになるかと思えます。

基本的に、そういう意味で、まず基準というものを優先しなきゃならない分がありますから、たとえ町内にあってもその基準を満たしていない業者さんであったり事業所さんというか、そういう場合は町として指名することができない場合、これはあります。ですから、そういうことをクリアした中で、そして総体的に考えた中で、町としてはこういう場合はこの業者さんを指名したらいいのかなとか、そういうことを検討はして指名委員会にかけて、そしてやっているとごさいますし、一応の基準を設けた中で、気持ち的にはいろいろあろうかと思えます。地元の業者さんといえますか、そういうことはあろうかと思えますけれども、そういうことは十分頭の、気持ちの中にもあるわけでありまして、やっぱり基準というものは大事であります。ですから、物によりけりの部分もありますし、そういうことがあるということをご理解いただければと思えます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えをさせていただきます。

一般的に指名競争入札の場合は工事とそれから物品とに分かれるわけですし、工事であれば例えば土木工事であったり、建築であったり、例えば上水道、それぞれ2年ごとに指名参加願いが各業者さんから出るわけでごさいます、それを審査した中で、町が今、町長ご答弁申し上げましたように指名委員会を開いて業者を指名するという、そういう形でごさいます。

当然、物品も同様でごさいます、当然2年ごとに指名参加願いがまず出されるのかどうか、出された場合にその内容を審査して、その内容が適正なのかどうかというのを町で判断するわけでごさいます。最終的に、町の名簿へ載れば、その指名業者の名簿に基づいて指名するわけでごさいます、先ほど1番議員のご質問にあった、いわゆる地元の業者につきましては、そもそもそういうこの除雪車という中での参加願いが出していないということでごさいます、それが一般的にはそういう除雪車を購入するに当たって地元の、議員おただしのいわゆる地元での代理店とか、そういう取り扱いをされている業者が代表権を委任されていないということでごさいますので、町としては地元の業者を残念ながら指名できないということでごさいます。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第7、議案第85号 民事調停の申立て及び当該民事調停の不成立等の場合における訴えの提起についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第85号 民事調停の申立て及び当該民事調停の不成立等の場合における訴えの提起についてをご説明申し上げます。

本案は、町営住宅に係る滞納家賃等の支払い等を求めるための民事調停の申立て、さらには当該民事調停が不成立等の場合における町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるための訴えを提起しようとするため、議会の議決に付すものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 前回の説明会の中において、22名の滞納者が、住宅使用料の滞納者が22名いるかの説明を受けましたが、特に悪質であるということでこの2名ということになったと思うんですが、これの議題の中においては、住宅使用料だけで民事調停をするのか、その

○12番 高野精一議員 言っていることはわかんないわけではないけれども、それだけで済みますのかということをおこちとしては伺っているわけであって、そのほかの分のもは健康保険もあるし何もあつし、そういうものも今後は構わないでおけるのか、それはそれでまた別個にやるのかやらないのかということをお町の姿勢としてはどうなのかということをお聞いているだけであつて、これはあくまでも住宅だけで終わりであつはやりませんとということであれば、またそれはそれで考えるすべがあるのかなとこう思つしますので、それだけを伺つたかつたんであります。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 高野議員の言わんとする思つはよく理解しました。私どもとして、争い事を全てオールマイティーだとは思つておりませんで、税法は税法に基づく、いわゆる強制執行権を役場が持っているために、ここは裁判までいかなくてもいいでしょうとこう考へ方でござつまして、その他の水道料であつたり、保育所のもあつたり、いろいろな使用料があることは理解をいたしてありますが、それぞれのテーマの中で、いわゆる強制執行権、役場が持っているもの等々を発動しながら、裁判に必ずしも訴えなくとも効力が出るという判断を今いたしてありますので、当面、裁判といつますか、調停及び裁判まで想定しているのは町営住宅の1件だというふうにご理解をいただければありがたいというふうにお思つます。

○12番 高野精一議員 了解。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からも、その滞納対策といつますか未納問題、本当にこれまでも皆さん方にいろいろご意見をいただきました。町としては、いろいろなこの滞納であつたり未納があるわけでありませけれども、できるだけ未納をしないような環境をつくつていきたい。仮に未納があつた場合は、それなりの町のしっかりした対策の中でその対応を考へて、そして、今回このようにことになりましたけれども、あらゆる手段を尽くしても、そういうことが解決できないという場合はこのように手段もとらざるを得ないということでありませますから、税の公平性から言つても、町としてはそこは毅然とした対応をしていきたいと、その一環でありませますので、ご理解をお願いしたいと思つます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 今回のこういふ手段に出るとこういふことは、これは町としても一定の決意のあらわれだというふうには私は見つてあります。それで、こういふことをやるに当たつての何

というのかな、基準というのかな、物差しというのかな、そういったものは内部的にはきちつとやっぱり整理しておく必要が私はあるんだというふうに思うんですね。それで、そういったことについて、今回はもう準備万端、そういったこともきちつとして今回こういう手続に入ったという、こういう理解でいいのかなどうか、伺います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 議員から今お話ありましたとおり、町営住宅の滞納整理規程というのがございまして、それに基づいて今回も対応させていただいているところです。今後も、住宅の使用料の滞納処理規程並びに住宅の管理規程に基づきまして適切に滞納金がなくなるように対応してまいりたいと思いますので、どうかご理解願います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、建設課長のほうから申し上げましたけれども、やはりいろいろ滞納といいますか、状況が違ったり、相手方との話がなかなか進まなかったりしてきていました。そうした中で、顧問弁護士さんもお願ひしてそういう解決に当たろうということ。それで今回、あらゆる今のその条例等、そういう中で、職員の対応等の中で、もうこれ以上できないと、これはもう本当に調停あるいは裁判に持ち込まないとできないというような事態になったときに、そのまま放置するわけにいかないと、その辺が基準になろうかと思ひます。

そうした中で、これ以上もうできないんだというような段階の中でしっかり協議し、そして、意見をしっかり統一しておいて、そしてこのような対応をしたということでありまして、これからもその場面場面があろうかと思ひますけれども、そういう中での町としてそれは毅然としたしっかりした対応をしていく必要があるだろうという判断の中での今回の対応であります。

いずれ、その辺の基準といいますか、これはしっかりつくっていかなきゃならないと思ひていまして、それは大事なことだと思ひますから、その辺もいろいろな使用料とか税とか、そういう中でのいろいろな協議は必要になってくるかと思ひます。そういうことをしっかり検討してまいりたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 この間の議員懇談会の話とか説明によれば、内容証明郵便の送付をすると、これは括弧書きで契約取り消し、滞納金納付の請求をして、こういう内容証明の郵便を送った。ところが、本人はそれは受け取ったにしても、金をいついつまでに当然これは払えということと言っているんだらうから、それに払わないから今回こういう措置に入

ったという、こういうことの理解だというふうに思うんですけども、そういうことでいいんですか、理解とすれば。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それではお答えします。

今、議員からお話ありましたように、内容証明の郵便を送付いたしました。それで、内容証明の郵便、向こうに通知した内容といいますのは、住宅の返還、それから住宅の使用料をお支払くださいという内容の催告書になっておりました。その結果ですが、1名の方からは何ら返答がございませんでした。残りの1名の方につきましては、ある一定金額を分割で月末までにお支払いしたいという旨の回答はございましたが、その回答だけでありまして、住宅の返還等には至っておりませんでした。こちらの判断といたしましては、そういうことでございますので、今回2名につきましては返還もされないこと、それから住宅の使用料も全額納められなかったということで、今後は調停ということで第1段階から始めていきたいということで、きょう議会に上程させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あとそのほかに、6カ月以上の滞納、10万円以上の滞納者が22名ということになっていますが、これらの者についてもこういった内容証明郵便の送付というのはこれはやられているんですか、その辺どうなんですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 内容証明つきの今回弁護士の方から送付させていただきましたが、今回と同様な処理につきましては、ほかの人たちについては今現在のところ行っておりません。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、これは飛び抜けて金額がもう何百万単位だということで今回この2名というところにこのような対応をとると、こういうような判断をしたという、こういうことだというふうに思いますが、問題はその金額の大小ではないと思うんですね。これは確かに払わない人が一番悪いわけだけれども、事前に先手を打って多額な滞納にならないようにやっぱりきっちり家賃を取るといっても、これまた一方からすればそういうこともやっぱり求められる課題ではないのかなというふうに思いますね。

だから、その辺のところを含めて、やっぱりこれは家賃だけの問題ではないんだというふうに思います。先ほど町長のほうからもあったように、そのほか水道料だとか、いろいろな分野、保険料、いろいろこれはありますよね、滞納は4億の上からあるわけですから。そういったと

ころまでやっぱり、全体的に歩調を合わせたようなやり方をしていかないと、家賃だけかみたいな話にもこれはなりかねないし、だから、そういう中で俺、よく役場のほうで今回こういうことをやるなという、逆にある面不安が率直に言ってあります。そういう面で、全体的にそういうような、今回この一步を踏み出すことにおいて全体的な踏み出しをしていかなきゃならないというところにかじを切ったんだなと。そうすると、今度はそういうことになると、福祉との関連、福祉行政との関連でどうなっていくのかなということもこれはあろうかと思しますので、その辺の考えについてどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから全体的にお答えします。

今回、町営住宅がテーマになってございますが、今までの滞納の問題、ご質問、一般質問をいただいたり、決算の審議でご質問いただいたりしております。そういった中で、町では滞納整理委員会をつくって、税の滞納だけではなくて町営住宅あるいは水道料、保育所、さまざまな分野の担当者が集まって情報の共有をしながら、一番効果の上がる滞納の措置といたしますか対応をしているところでございます。

その中で、一定金額がたまってしまった人については、おおむね分割払いといたしますか、一括に100万、200万とは納めることはやはり生活上も困難だということも役場では認識しておりますので、それぞれの所得水準に合う、いわゆる分割誓約書を提出いただいて、そのことが守られているのか、守られていないのか。今回の2件については、先ほど建設課長が言ったとおり、そういうものにも一切応じてくれないということで、極めて悪質者だという判断の中でやむを得ずして今回民事調停にワンステップ上げましょうという判断をさせていただいたので、先ほどの質問にございましたが、全ての案件について、いわゆる裁判事項といたしますか、そこまでレベルを上げようというまず基本的な考え方は持っておりません。町と町民の方が滞納者との中でどのように誓約が守られているかどうかというのがやっぱり一番の基準でございます。税のほうは執行権持っていますので、いわゆる差し押さえをしたり、あるいは競売物件ができたり、そういう町としての手法も認められているということもございますので、対応の仕方はケース・バイ・ケースだというふうに思っています。

最後に、福祉的な視点ということではありますが、当然生活保護に認定になれば、その時点で町営住宅の使用料が認めてもらえたり、水道料の使用料が認めてもらえたり対応していきますので、その福祉の生活保護の取り扱いについてはまた別次元の対応だというふうにご理解いただければありがたいと思います。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

○五十嵐 司議長 他にございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 1点だけお聞きしたいんですけれども、これまでの対応、建設課長の説明を聞きますと、なかなかすんなりとこれが片づくとは思えないんですけれども、明け渡しの判決、そこまでいったときに明け渡しの強制執行、これはやる覚悟でしょうか、ここだけお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

調停になりまして、調停では本人それから町の代理人、それから調停人ということで調停となると思いますが、その際には相手方にも事情があると思われまますので、その中で最善の方法で支払いができるよう、支払いができてしまえば退去していただくことはないわけですので、調停の面から個人に応じた調停内容になるように弁護士のほうとも協議していきたいと思っております。

その中で、最終的にどうしても約束が守られなかった場合には強制執行もやむなしというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第8、議案第86号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第86号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ318万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,518万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、国道121号道路改良工事に関連し、歳入では配水管移設補償費収入として318万5,000円を追加補正する一方、歳出は配水管移設に係る設計委託料及び工事請負費を追加補正し、歳入との関連で予備費を減額補正するものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎請願委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第9、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件です。

平成27年請願第4号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正でございます。

請願第4号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

本請願は、先月6月12日から19日の日程で開催されました平成27年第2回定例会において請願の取り下げがされた戦争法制定に反対する意見書提出の請願についての冒頭の戦争法の文言を、「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」と訂正したのみで、以降の文言は前回提出された文言と同じ文言となっております。さきの定例会において、総務委員会では参考人招致もなされ、審議がされていると聞いております。

以上のことから、請願人の住所、氏名のみを紹介し、請願の趣旨説明、提出先名は省略いたしますのでご理解、ご了承願います。

請願人の住所は、南会津町中荒井字峯崎1520の3、氏名は南会津地区平和フォーラム代表黒沢富夫氏でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、請願1件に係る紹介議員の趣旨説明を終わります。

お手元に配付しました請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって所管の常任委員会に付託いたします。

直ちに、議長室において総務常任委員会を開催します。

その間、暫時休憩します。

再開は庁内放送でお知らせいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時33分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10 平成27年請願第4号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○10番 楠 正次議員 ただいま付議されました事件について報告させていただきます。

6月定例議会において今通常国会に提出されている安全保障法案の制定に反対する意見書の提出、この請願が出されました。総務委員会に付託となり、6月16日に請願者の黒沢富夫氏を参考人招致いたしまして、請願の内容については資料持参の上、ご説明をいただきました。

総務委員会では、内容については特に問題なしということで、表題に記された戦争法の語句に対して、国際法において戦争法という法があると、これが安全保障法案と誤解を招く可能性があるという意見がありました。その旨、紹介議員、また請願者に報告いたしました。その後は、皆様ご承知のように請願者より請願の取り下げがあり、今回は表題を正式名称のものに変更して提出されました。

委員会では、これまで慎重に審議した結果、採択すべきものと決しましたので、慎重審議の上、議員各位のご賛同のもと、ご議決くださるようお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 ただいま、総務委員会のほうで採択はされたんでございますが、私のほうから請願に対して、「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」に対して意見書の提出の請願に反対をする意見であります。

本請願は、今国会で審議中である平和安全法制を戦争行為ができるとの表現がなされており、さらには憲法9条に対して違反をしているとの表現がなされております。しかしながら、同盟国であるアメリカとの合意の中において、日本が武力を行使するのは日本国民を守るために限ると明記されており、また、国会の承認と武力を行使する際の厳しいルールである新三要件を満たさない限り日本が自衛の措置としての武力を行使することがあり得ず、本法案の整備イコール戦争のできる国という指摘には当てはまらないものと考えます。

また、憲法を改正した後でなければ合憲とならないのではないかとの議論もなされているところでありますが、憲法9条の大前提である日本国憲法前文に世界秩序維持のための積極的な国際貢献がうたわれており、憲法の理念から離脱するものでありません。現在、政府は大幅な会期延長を行い、質疑を通して国民へのより深い理解を求めようと努めております。その審議経過と結果をしっかりと見つめ、真の国益とは何なのかを見定める必要があると思います。

日本国が二度と戦争を起こさず、戦争に巻き込まれないようにするためには、これまでの考えを改め、テロや新たな国際情勢を見据えた新しい平和安全法制を確立し、国際社会からの現在求められている国際貢献を、国力に見合った行いを、さきの大戦の大いなる反省を踏まえながら国際社会の中において確固たる地位を築いていかなければなりません。約70年前につくられた枠組みのままでは、かえって戦争に巻き込まれ、国民の生命、財産が危機に脅かされると考え、本請願に反対をいたします。

○五十嵐 司議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今、反対討論があつて、その文面確かにそのとおり、今、国際情勢

の中においては動いていると思います。ただ、戦後70年がたった今で、その占領下においての法律の策定というものもあり、今日の日本をこの外交努力によって繁栄させてきた事実も、これも日本の努力だと思います。

ただ、私はこの法案に対してなぜ賛成なのかということに対しては、その思いは私も持論の中には国策の中においてこれは守るべきものは守るということは持っておりますが、ただ、いかんせん、安保闘争からその時点からこの与党はそれは自動継続にするという流れの中に来ておりました。そして、今ここに初めてまた自国の国民を守るために、戦後この日本の国民が世界にこれほど散らばるなんていうことは誰も想定もしていなかったと。ただ、今、日本人は各世界において自分たちの仕事、外交、その他の仕事をしている中で、どうしても日本人の生命を守るためには必要な法律であるという中においては法律を改正すべきだと思うし、拡大解釈の中での法律をつくるということに対しては私は反対しておりますので、この請願に対しては賛成いたします。

○五十嵐 司議長 次に、原案に反対の方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 これで討論を終わります。

これから、「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数です。

よって、請願第4号「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書提出の請願については採択とすることに決しました。

暫時休憩します。

再開は庁内放送でお知らせします。

議会運営委員の方にお知らせします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は議長室に参集してください。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時49分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど、委員会提出議案1件が提出されております。

お諮りします。

この際、この案件についてはお手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にすることに決定しました。



◎委員会提出議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、委員会提出議案第5号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、委員会提出議案第5号、南会津町議会議長、五十嵐司様、提出者、南会津町議会総務委員長、楠正次。

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」制定に反対する意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

提案理由を申し上げます。

政府は、集団的自衛権行使のための法案を5月14日閣議決定し、第189回通常国会に提出しました。

「国際平和支援法案」は、新たな立法措置をしなくとも多国籍軍などの戦争に自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であります。

また、「平和安全法制整備法案」は、「存立危機事態」の定義を定め、我が国が攻撃されなくとも戦争に参加し集団的自衛権の行使を可能とすることや、周辺事態法などの地理的制約を撤廃することにより、米軍以外の軍隊も支援できるなど、PKO活動の「駆けつけ警護」が可能になり、武器使用権限も拡大されるなど、自衛隊の活動内容が大幅に拡大されます。

政府は長年にわたって「憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲に止めるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきましたが、2法案は、平和憲法下の我が国の基本政策の大転換であり、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、断固認めることはできません。

よって、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2法案の制定を断念することを強く求める意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・外務大臣・防衛大臣、以上であります。

意見書は別紙のとおりであります。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

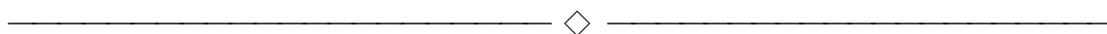
これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

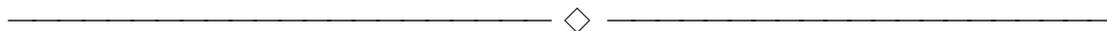
○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉議の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。
上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上をもちまして平成27年第3回南会津町議会臨時会を閉会いたします。
慎重なご審議、まことにありがとうございました。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 丸山 陽子

署名議員 山内 政